

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成30年度の保険料額のお知らせ

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

平成30年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

※1年間の保険料の上限額は62万円です。

※年度の途中から加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

均等割[1人あたりの額] 50,205円
+
所得割[本人の所得に応じた額] (前年の所得-33万円)×10.59%
↓
1年間の保険料 《限度額：62万円》 (100円未満切り捨て)

保険料の支払い方法

保険料の支払い方法は、「年金からの支払い」と「口座振替」から選択できます。

年金からの支払いの場合は、手続きが不要です。

口座振替に変更される方は、本人の保険証、預金通帳、届出印を窓口まで持参してください。

保険料の減免

災害や失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が困窮している等で保険料の支払いが困難な方は、減免が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）は下の表のとおりです。

②平成29年度は一定の所得以下の方について所得割が「2割軽減」されていましたが、平成30年度から「軽減なし」となりました。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減については、所得割はかからず、均等割が5割軽減となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円かつ被保険者全員の所得が0円 (年金収入のみの場合、受給者額80万円以下)	9割軽減	5,020円
33万円	8.5割軽減	7,530円
33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	25,102円
33万円+(50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	40,164円

※軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円差し引いた額で判定します。

医療費通知書を全受診者に送付します

被保険者の医療費総額などをお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さんに送付します。(通知書の発行時期は、毎年3月と9月です)

申し込み・問い合わせ

- ・市総合窓口課医療給付グループ ☎ 23 - 6411
- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601

医療費受給者証には有効期限があります

市では、皆さんの健康を守り、安心して暮らせる生活環境を整えるため、一定の条件に該当する方を対象に、医療費の一部を助成しています。助成対象の方が病院を受診する際に必要な医療費受給者証の有効期限は7月31日までです。ご注意ください。

※新しい受給者証は7月下旬から順次発送します。

※窓口での更新手続きが必要な方へは、別途案内を送付します。

※該当する方で申請をしていない方は、随時申請を受け付けています。

助成の対象

●乳幼児等医療費助成制度

- ・0歳児から中学3年生までの児童（入院・通院）

●ひとり親家庭等医療費助成制度

- ・18歳に達した最初の年度末（3月31日）までの児童とその母または父
- ・18歳から20歳までの扶養されている方とその母または父
- ・両親のいない児童とその養育者（三親等以内）

●重度心身障害者医療費助成制度

- ・身体障害者手帳の1級、2級または3級（内部障がいのみ）の交付を受けた方
 - ・重度の知的障がい（療育手帳A判定または診断書等の交付を受けた方）
 - ・精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けた方（通院のみ対象）
- ※いずれの制度も所得制限（平成29年中の所得）があります。詳しくはお問い合わせください。

申請・更新が必要な方

受付場所/市総合窓口課4番窓口

受付開始/7月20日（金）～

必要なもの/印鑑、健康保険証、マイナンバー等

※平成30年1月2日以降に本市に転入された方、または生計維持者が単身赴任等で本市に住居登録がない世帯の方は、所得課税証明書（平成30年度）、住民税特別徴収税額通知書のいずれかが必要です。

申し込み・問い合わせ/市総合窓口課医療給付グループ ☎ 23 - 6411

参加者からは、「地域の学校を存続させたい。そのためにも、地域に人を増やしていくことが重要で、移住や山村留学などの対策を考えている」という意見に対し、工藤市長は、「地域に

- ◇話し合われた内容
- ① 稚内赤レンガ通信所の今後について
 - ② エゾシカの被害について
 - ③ 増幌地区の人口増加対策について
 - ④ 大規模草地の草地改良について
 - ⑤ 個人が行う再生可能エネルギーへの補助等について

市長と、市民が直接対話する「市長と語るう！ふれあいトーク」を、市内各地で開催しています。今回は、5月31日（木）増幌コミュニケーションセンターで開催。増幌地区の14人の方々に参加いただきました。はじめに工藤市長から、樺太記念館や9月に開催するフルマソン、稚内空港の民間委託やJR問題など、本市を取り巻く現状や課題について説明し、その後、意見交換が行われました。



市長と語るう！
ふれあいトーク



増幌地区の皆さんとの意見交換の様子

話し合われた内容は、後日、市ホームページに掲載する予定です。「ふれあいトーク」は今後も地域ごとに開催していきます。

次回は7月18日（水）南地区活動拠点センターで開催します。皆さんのご参加をお待ちしています。

（市地方創生課）